

事務連絡  
令和6年4月2日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会  
理事長 石指 雅啓

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する  
運送引受書の記載要領等について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の記載要領等  
について、国土交通省物流・自動車局旅客課貸切バス班長より事務連絡がありま  
した。貴協会においてその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方  
よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 中尾・三木  
電話：03-3216-4014  
FAX：03-3216-4016